

議案第 号

宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）9月 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例

宝塚市事務分掌条例（平成22年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）市有建築物の保全に関すること。

第6条第8号中「保全及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市事務分掌条例(平成22年条例第46号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(企画経営部の事務分掌)</p> <p>第2条 企画経営部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(都市整備部の事務分掌)</p> <p>第6条 都市整備部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 市有建築物の<u>保全及び</u>営繕に関すること。</p>	<p>(企画経営部の事務分掌)</p> <p>第2条 企画経営部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 市有建築物の保全に関すること。</u></p> <p><u>(4)～(6) (略)</u></p> <p>(都市整備部の事務分掌)</p> <p>第6条 都市整備部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 市有建築物の_____営繕に関すること。</p>